



中国におけるライセンス実務

北京林達劉知識產權代理事務所

北京魏啓学法律事務所

弁護士 方善姬

2023年5月

目次

01

中国における
技術取引の状況

02

取引相手の選定
及び審査

03

ライセンス契約の
法的根拠及び届出

04

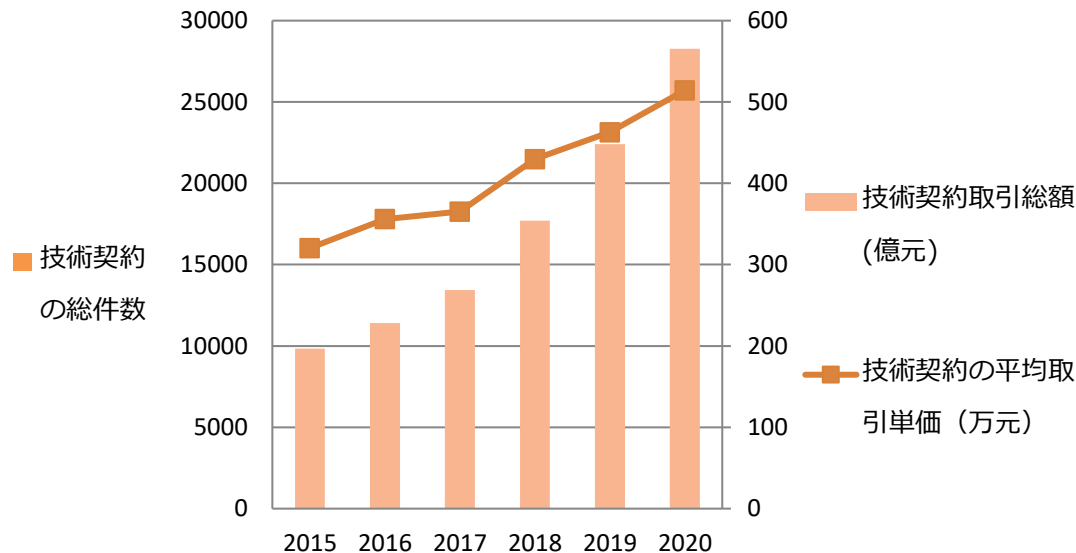
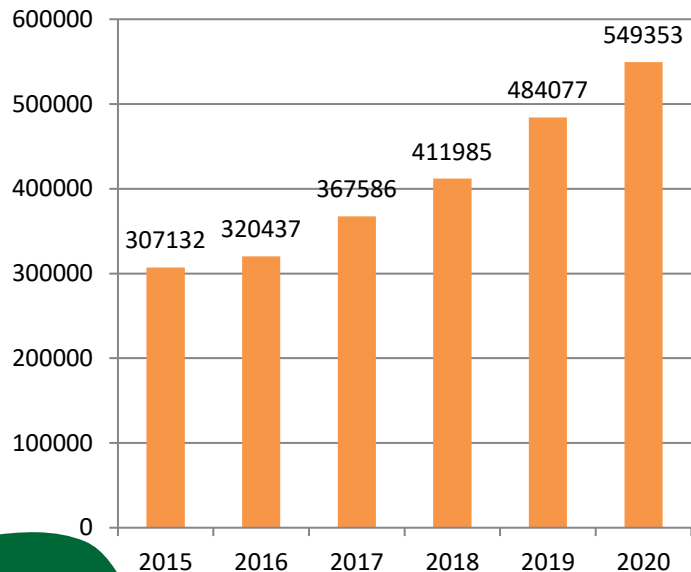
ライセンス契約内
容への留意点



PART-01

中国における技術取引の状況

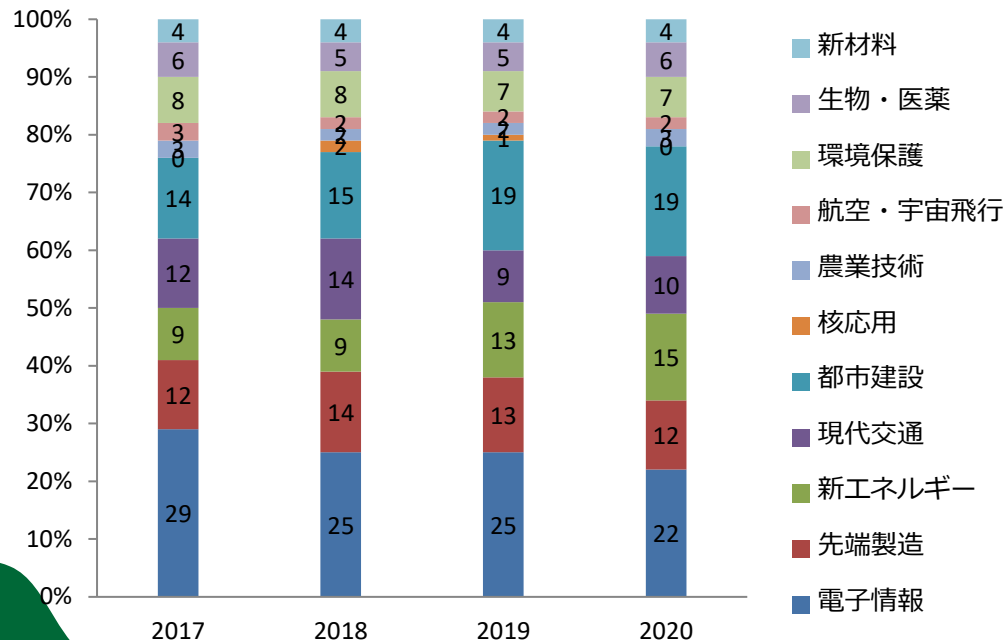
中国の技術契約全体像



技術契約の取引総額：2015年の9835.8億元から2020年の28251.5 億元まで増加

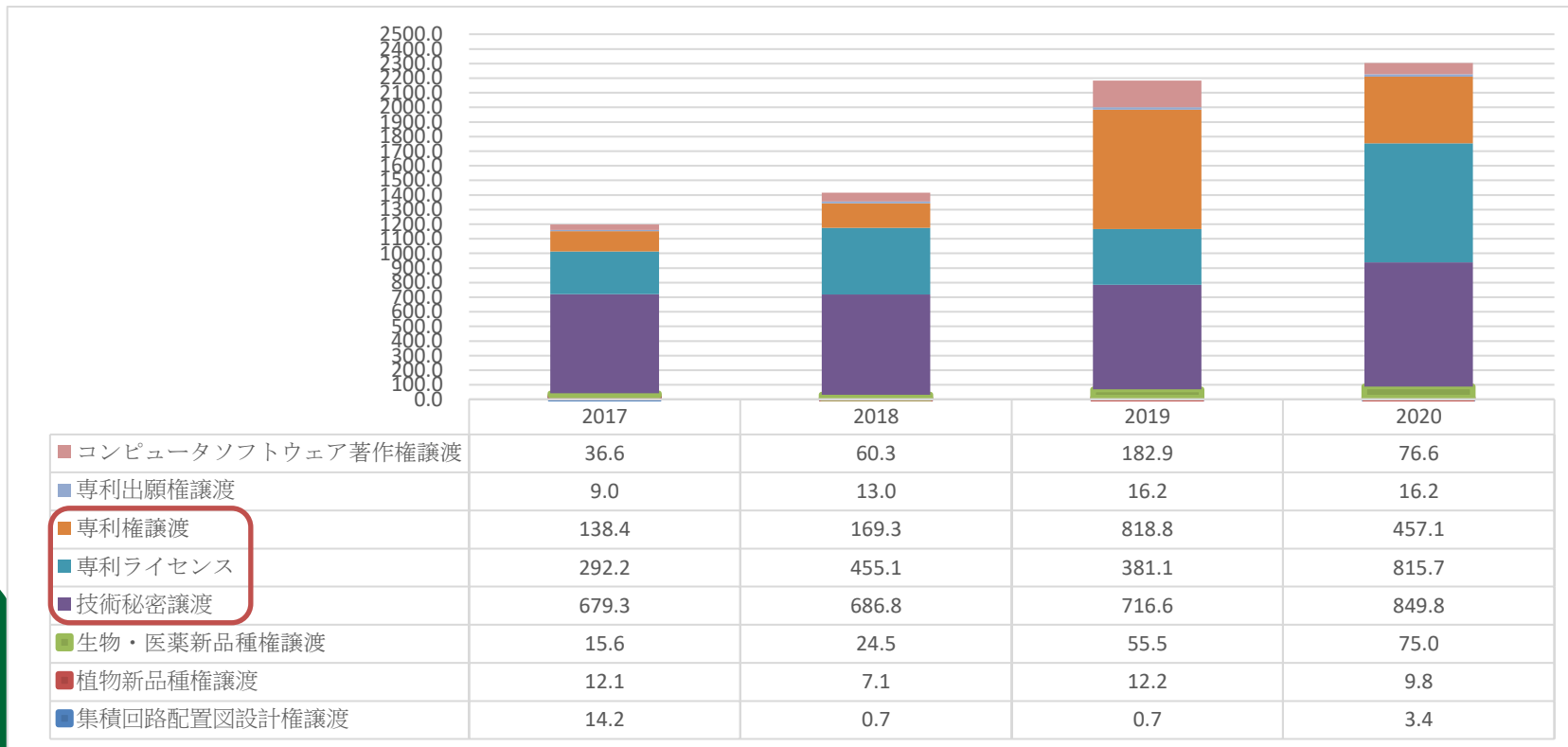
技術契約の平均取引単価：2015年の320.2万元から2020年の514.3万元まで増加

技術契約における各技術分野別割合の推移

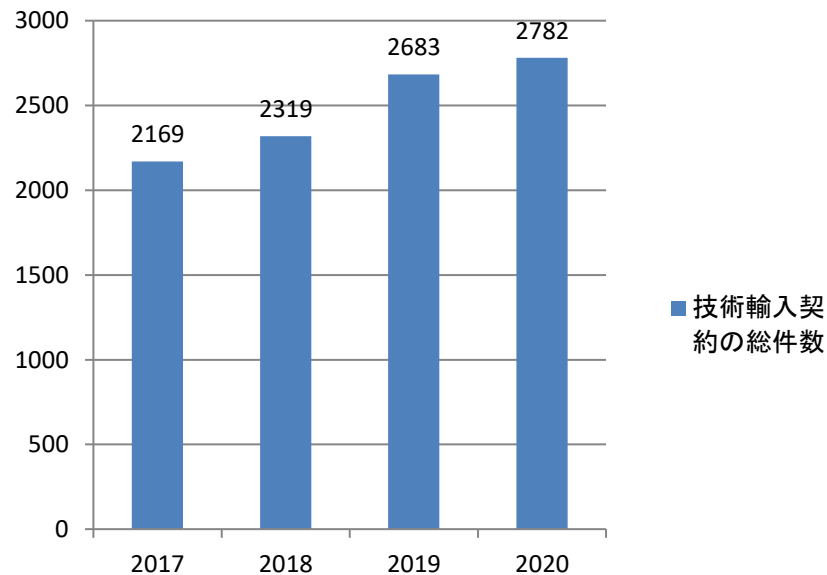
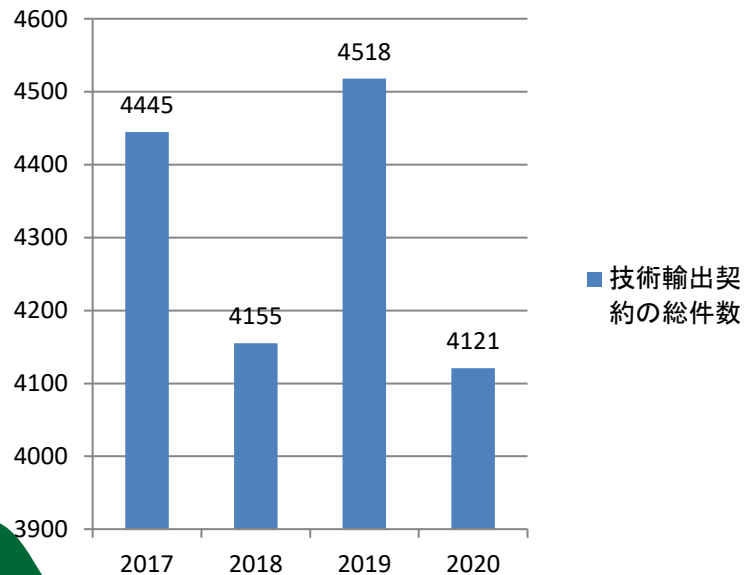


電子情報分野、先端製造、現代交通、新エネルギー、都市建設など、五つの分野において技術契約の取引額が最も多く、全ての技術分野の70%以上を占めている。

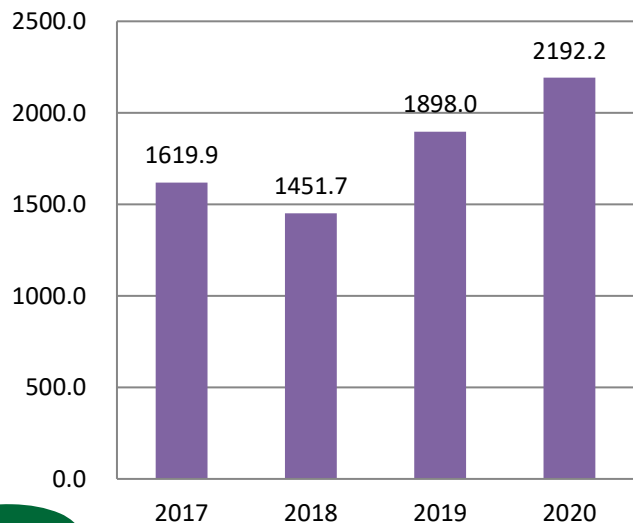
知的財産権の類型別内訳の推移 (単位：億元)



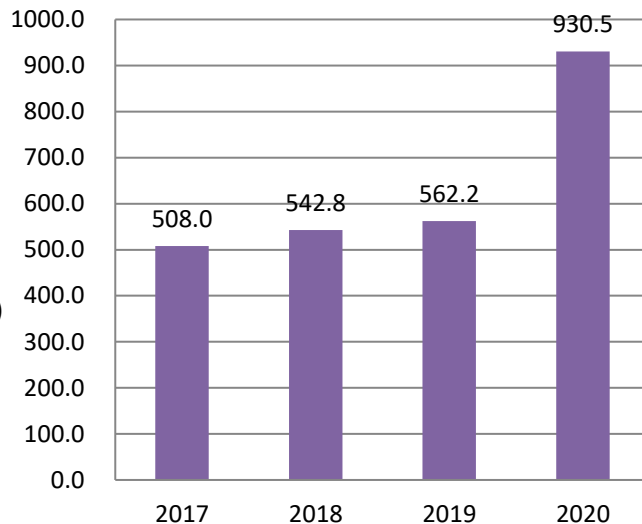
中国の技術輸出入状況--技術輸出入契約総件数の推移



中国の技術輸出入状況--技術輸出入契約の取引総額の推移

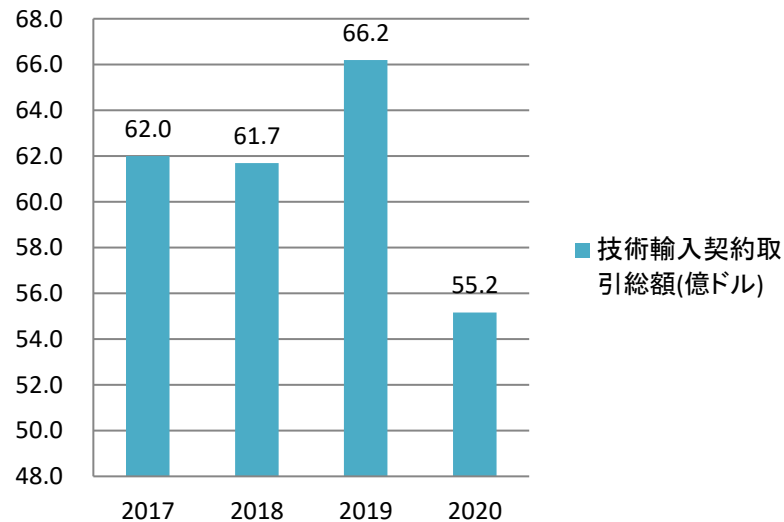
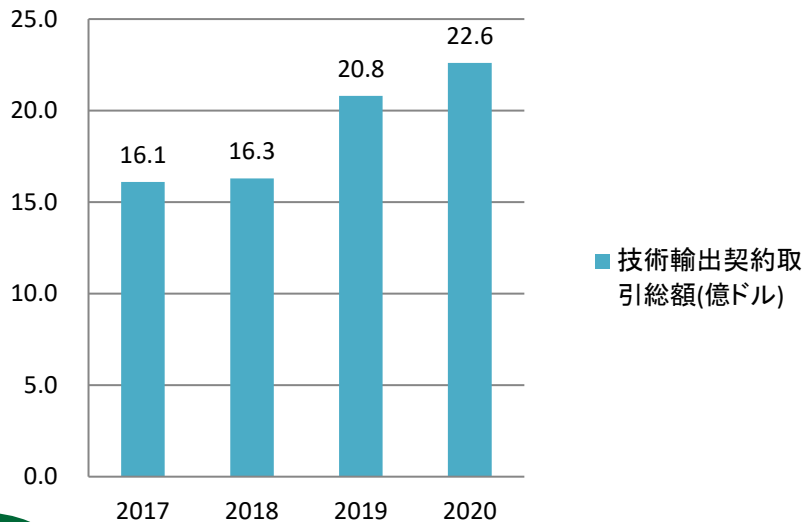


■ 技術輸出契約
取引総額(億元)



■ 技術輸入契約
取引総額(億元)

日本企業が関与した技術輸出入契約の取引総額の推移



PART-02

取引相手の選定及び審査

ライセンスパートナーの発掘方法

01 技術移転模範機構

- ・ 大学、科学研究機関
- ・ 仲介機関
- ・ 企業



02 仲介業者

- ・ 専利取引プラットフォーム
- ・ 技術（財産権）取引機構
- ・ 国家専利技術展示交易中心



03 技術競売会

- ・ 北京、上海、広州など



04 その他

- ・ 知財事務所
- ・ 法律事務所



取引先の選定及び審査基準

企業の基本情報

設立日、会社規模、資本金、
工場の有無、従業員数、経営
異常有無など。

技術の実施能力

工場の規模
設備、原材料の保有状況
知財保有状況

政府からの許可

化学、医薬などの特定な分野は、
政府からの許可を得てこそ、生産
活動を行える。

信用調査

訴訟状況・係争金額
強制執行状況、信用喪失リスト
行政処罰状況

関連会社、株主

競合会社への技術流出を防止。

その他

業界での評価、顧客からの評価
過去の専利の譲渡、ライセンス
状況など

PART-03

留意すべきなライセンス関連法令
及び届出手続き

留意すべきなライセンス関連法令

基本法令

- 民法典
- 知財：特許法、商標法、著作権法
- 最高裁判所による技術契約紛争案件審理における適用法律若干問題の解釈（2020年修正）

強制的な法令

- 技術輸出入管理条例（19年改正）
- 中国禁止輸入制限輸入技術リスト
- 中国禁止輸出制限輸出技術リスト
- 知的財産権対外譲渡活動に関する業務処理弁法（試行）

届出関連法令

- 技術輸出入契約届出管理弁法
- 商標使用許諾契約届出弁法

その他

- 独禁法
- 知的財産権分野に関する独占禁止ガイドライン
- 税金関連法令

商務局での届出



禁止輸出・輸入技術リスト——ライセンス不可

制限輸出・輸入技術リスト——契約締結前に輸出許可申請が必要



・「技術輸出許可意向書」の有効期間は3年で、当事者は当該期間以内に、ライセンス契約を締結しなければならない。

自由技術——届出



・ 契約発効してから60日間以内
 ・ 支払方式がロイヤルティー方式である契約の場合、一回目のロイヤルティー方式の基準金額の形成以降60日以内

中米貿易戦に伴う政策の変化を注目すべき

- ・ 禁止輸出制限輸出技術リストの改正
- ・ 輸出管制法（2020）
- ・ 信頼できない実体リスト規定（2020）

- ・ 届出証明は、送金・税務・税関などに使用
- ・ 経常項目外匯業務ガイドライン（2020年版）により、届出をしなくても送金可能が、事前に送金銀行に確認したほうが好ましい。

国家知識産権局（商標局）での届出



専利

「専利法実施細則」第14条第2項：特許実施許諾契約について3ヶ月以内に届出を行わなければならない。

・届出の効果：

専利権分野では、ライセンスの届出が善意第三者を対抗できるとの法的根拠がない。

ライセンス契約の届出にかかわらず、譲渡は許諾を破らない。

「最高人民法院による技術契約紛争事件審理の法律適用における若干問題に関する解釈」第24条第2項：譲渡人と譲受人の間で締結した特許権、特許出願権の譲渡契約は契約成立前に譲渡人が第三者と締結した関連の特許実施許諾契約又は技術秘密譲渡契約の効力に影響を及ぼさない。



商標

「商標法」第43条3項：他人に登録商標の使用を許諾する場合、許諾者は、その商標使用許諾の契約を商標局に届け出なければならない。商標局により公告される。

・届出の効果：

商標使用許諾は、届出を行っていない場合には、善意の第三者に対抗できない。

PART-04

ライセンス契約内容
への留意点

ライセンス種類と権利行使

独占的 実施許諾

ライセンサーが、1社のライセンシーのみに実施権を与え、ライセンサー自身はライセンス技術を実施できない。

ライセンシー
単独で権利行使可能

排他的 実施許諾

ライセンサーが、1社のライセンシーのみに実施権を与える以外、ライセンサー自身もライセンス技術を実施できる。

権利者と共同で、又は、
権利者が行使しない場合
のみ単独で権利行使可能

通常 実施許諾

ライセンサーが、ライセンシーに実施権を与える以外、他の第三者に実施権を与えることもできれば、自らライセンス技術を実施することもできる。

権利者からの授権を得
てから権利行使可能

ライセンサーの保証責任

01.

技術の適法な権利者
への保証

条例23条1項

02.

第三者権利侵害時の
ライセンサーの協力義務

条例23条2項

03.

技術目標達成
への保証

条例24条

技術の適法な権利者への保証

適法な権利者とは

- ・ 技術を合法的に所有、使用している者
- ・ 技術を譲渡、ライセンスできる権利を有する者

共同権利者の場合

- ・ 共有権利者との約定
- ・ 通常実施権は、単独でライセンス可能

ライセンシーからの再許諾の場合

再許諾の権利内容、権利範囲、期限などに留意



第三者権利侵害時のライセンサーの協力義務

法的 根拠

- ・ 技術輸出入条例（2019）の改正により、ライセンス技術の実施により、第三者権利を侵害した場合、ライセンサーが責任を負う旨の規定が削除された。
- ・ 民法典の規定により、第三者権利への侵害責任について、当事者の間に約定がなければ、その責任はライセンサーが負う。

留意 点

- ・ 第三者権利への侵害責任、製造物責任の負担を明確にする。
- ・ 免責規定よりは、どの当事者が責任を負担するかを明確にしたほうがよい。

技術目標達成への保証



ライセンサーは、ライセンス技術が完全かつ問題がないこと、有効かつ約定した目標達成可能であることを保証しなければならない。



- ・ライセンス技術を実施して製造した製品の品質を保証することではない。
- ・ライセンス技術を実施して目標の製品を製造できればOK。

留意点

技術目標の数値化、明確化、詳細な規定

技術目標を実現できる具体的な技術的条件、設備などを明確にする。

改良技術

アサイン・バック条項

- ・ ライセンシーの改良技術についてライセンサーに無償で権利帰属させる条項×
- ・ 相互利益にならない技術譲渡×
- ・ 互惠原則に違反する権利帰属×

グラント・バック条項

- ・ ライセンシーの改良技術について、ライセンサーが無償で独占又は共有する×
- ・ ライセンシーの改良技術について、ライセンサーが有料で共有又は使用する○
- ・ 互惠原則に違反する制限条項×

留意点

- ・ 改良技術の権利帰属、実施対価、実施方式などについて約定することができる。
- ・ 契約当事者の相互の条件が互惠原則に違反する場合、契約条項が無効になるおそれがある。

ライセンシーへの不可欠でない又は不合理な付帯条件の制限禁止

最高裁判所による技術契約紛争事件の審理における法律の適用にかかる若干の問題に関する解釈（2020修正）

(4) 受け入れ側に、技術の実施に不可欠ではない付帯条件を受け入れるよう要求する場合。これには必要ではない技術、原材料、製品、設備、サービスの購入及び不必要な人員の受け入れを含む。

(5) 技術受け入れ側の原材料、部品、製品又は設備等の購入ルート又は購入先を不合理に制限する場合

01

「合理性」基準に留意すべき

①製品の品質、安全性、性能等を保つための不可欠な原材料、部品、設備である場合

②ライセンス技術を実施して製造する製品の特殊性により、原材料、部品、設備の仕入れ先を指定する場合

③ライセンシーが取引優遇を受けることを条件として、ライセンサーの指定した購入ルートから原材料、部品などを仕入れる場合

02

ライセンシーの製品生産・販売などに対する制限について

01

(3) 当事者の一方が市場のニーズに基づき、合理的な方法によって契約の目的である技術を十分に実施することを妨げる場合。これには受け入れ側が契約の目的となっている技術を実施して生産する製品又は提供するサービスの数量、種類、価格、販売ルート及び輸出先を明らかに不合理に制限することを含む。



02

「合理性」基準に留意すべき

- ・ 製品品質管理のための製品生産への制限、
- ・ 第三者に独占実施権又は排他実施権を付与している国での制限、
- ・ 第三者に独占的販売代理権を付与している国での制限、
- ・ ライセンサー自身が当該製品を自ら製造し、既に恒常な販売を行っている国での制限、
- ・ 第三者の権利を侵害する可能性がある国での制限。

ロイヤルティと税金

ロイヤルティの種類

- (1) 固定額のロイヤルティ
- (2) イニシャルロイヤルティ
- (3) ランニングロイヤルティ：ロイヤルティ料率の制限？

ロイヤルティに関する主な税金（外国企業がライセンサーの場合）

- ・ 企業所得税 10%（源泉徴収）
- ・ 増値税 6%（源泉徴収）（免除申請可能）

実務上の留意点

- ・ ロイヤルティ料率を5%以上設定する場合、事前に、中国企業所在地の商務局に相談したほうがよい。
- ・ 税金負担条項を明確にする。
- ・ 事前に増値税免除が可能であるかを確認し、中国企業の免除手続き申請義務を明確にする。

機密保持条項

明確に約定すべきな条項

- ・ 機密情報の範囲
- ・ 機密保持義務の期限：契約届出時の必要記載事項
- ・ 機密保持義務の対象（従業員、製造委託者、関連会社）
- ・ 機密情報及びそれにより派生される権利の帰属（冒認出願の防止）
- ・ 契約終了時の機密情報の削除、廃棄義務

契約履行時の留意点

- ・ ライセンシーに提供する機密資料に「機密」表記を行う。
- ・ ライセンシーへの機密情報の送付履歴を残す。

ご清聴ありがとうございました

北京林達劉知識產權代理事務所

Add : 〒100013
北京市東城区北三環東路36号
北京環球貿易中心C座16階
Tel: 86-10-5825-6366
Fax: 86-10-5957-5201
E-mail: linda@lindapatent.com
URL: <http://www.lindapatent.com/>

北京魏啓學法律事務所

Add : 〒100013
北京市東城区北三環東路36号
北京環球貿易中心C座19階
Tel: 86-10-5825-7186
E-mail: law@law-wei.com
URL: <http://www.law-wei.com/>